

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(国土交通八七)

〔告 示〕

○国債の発行等に関する省令第五十五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(財務三八〇)

○国債の発行等に関する省令第五十五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同三八一―三八七)

○国債の発行等に関する省令第七十三条第三項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同三八八―三九三)

○国債の発行等に関する省令第七十三条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同三九四)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(国土交通一四九〇)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(同一四九一)

〔官庁報告〕

国家試験

第三十九回社会保険労務士試験合格者(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条関係、西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○国土交通省令第八十七号
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第五十八条の二並びに第七十五条の二第一項及び第七項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月九日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)
第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第九号中、「第五号」を「第七号」に改め、同条第二項中、「第三号」を「第六号」に改める。
第一条の三中、「第三項」の下に、「第十七条の二第三項」を加える。
第十四条中、「第五十二条第三項の自動車」を、「のうち、危険物を運送する自動車として告示で定めるもの」に改める。
第十七条の二第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 電力により作動する原動機を有する自動車
(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 電力により作動する原動機を有する自動車
(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。)の電気装置

は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第二十二條第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 後向きに備えられた座席
第二十二條の三第一項中「第五号まで」を「第四号まで及び第六号」に、「及び」を「並びに」に改める。
第四十六條中「自動車」の下に「カタビラ及びそりを有する」を加える。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)
第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第十二項中「第十七條の二第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。
(装置型式指定規則の一部改正)
第三条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「未滿のもの」の下に「及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く)であつて車両総重量三・五トン以下のもの」を加える。
第四条第二項第四号中「第九〇〇二号」を「第九〇〇一号」に改める。

この省令は、平成十九年十一月十日から施行する。
附則

告 示

○財務省告示第三百八十号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五條第十一項の規定に基づき、平成十九年十月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀福志郎